

江戸川区公式フェイスブック運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区（以下「区」という。）がフェイスブックを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック メタ社が提供するインターネット上で利用者が交流を図るサービスをいう。
- (2) フェイスブックページ 利用者間の交流のために作成されたフェイスブック上のページをいう。
- (3) 公式フェイスブック 区が設置及び運用するフェイスブックページをいう。
- (4) アカウント フェイスブックを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(運営主体)

第3条 公式フェイスブックの運営主体は区とする。

- 2 広報課長を情報セキュリティ管理者とし、公式フェイスブックのアカウント管理を行う。
- 3 広報課区政案内係長を情報システム運用管理者とし、公式フェイスブックの運用を行う。
- 4 広報課区政案内係に所属する職員のうちから情報システム運用管理者が指名した者をコンテンツ作成者とし、公式フェイスブックに掲載する投稿内容を作成する。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、区のアカウントを、区公式ホームページ上に明示する。

(掲載内容)

第5条 公式フェイスブックでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 区及び区関連団体の取組又は催し
- (2) 区内の出来事及び区の魅力
- (3) 災害情報等の即時性が求められる情報

- (4) 担当課、地方公共団体など、上長の承認を経て依頼のあったもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

2 フォローする対象は次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県及び自治体
- (2) 公的機関及びそれに準じる機関
- (3) インフルエンサーとして情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

(投稿に対する回答)

第6条 公式フェイスブックに対する投稿等に区から個別の回答は行わないものとし、区への意見又は質問は、区公式ホームページ「区へのご意見・お問い合わせ」ページへ誘導するものとする。

ただし、情報セキュリティ管理者又は情報システム運用管理者が特に必要と認める場合は回答を行う。

(利用上の禁止事項)

第7条 次に掲げる公式フェイスブックに対する投稿等は禁止し、情報システム運用管理者は予告なく削除できる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(知的財産権)

第8条 公式フェイスブックに掲載している個々の情報（文章、写真、映像、イラスト等）に関する知的財産権は、区又は原著作者に帰属する。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 区が公式フェイスブックで取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び区公式ホームページの「プライバシー・ポリシー」に則り、適切に取り扱うものとする。

2 公式フェイスブックに対する投稿等により公開される情報については、投稿者がフェイスブックの「利用規約」に同意し、公開を承認したものとみなす。

(障害発生時の対応)

第 10 条 フェイスブックにシステム障害等が発生し情報を掲載できない場合には、区公式ホームページにその旨掲載する等対応を行う。

(免責事項)

第 11 条 区は、利用者が公式フェイスブックを利用したことで利用者又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切責任を負わないものとする。

2 区は、予告なく公式フェイスブックの運用方針の変更、運用方法の見直し又は運用の停止をすることができる。

(遵守事項)

第 12 条 情報セキュリティ管理者、情報システム運用管理者及びコンテンツ作成者は、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準を遵守する。

(委任)

第 13 条 その他、この要領の実施について必要な事項は、情報セキュリティ管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

付則

この要領は、平成 31 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要領は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。